

2018/05/29

荷主殿各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
アジア・オセアニアチーム

インドネシア向け貨物の書類記載事項について

拝啓、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご厚情を賜りまして誠に有難う御座います。

さて、インドネシア税関より輸出入貨物において、マニフェスト送付の際にHS CODEならびにTAX PAYER'S IDの提出が義務付けられましたので以下の通り詳細をご報告申し上げます。

敬具

記

対象港
対象貨物
必須事項

ジャカルタ港含むインドネシア全港
インドネシア揚げ輸入車両／インドネシア積み輸出車両
1. HS CODE (4桁)
2. aa) インドネシア揚げ輸入貨物の場合: CONSIGNEE'S TAX ID (15桁)
bb) インドネシア積み輸出貨物の場合: SHIPPER'S TAX ID (15桁)
※CONSIGNEEが“TO ORDER” or “TO ORDER OF A BANK”の場合、
ACTUAL CONSIGNEEのIDを記載

適用開始日 2018年5月23日

大変お手数ながら、BL INSTRUCTIONをご手配頂く際は、上記の必須事項をご入力頂きますようお願い致します。
ご質問等ございましたら各担当営業チームまでお問い合わせくださいませ。

以上